

平成27年度事業計画書

横浜市栄区生活支援センター

生活支援センターの業務も当初の通所者を対象とした支援から、施設外、地域へ目を向けたアウトリーチの事業を積極的に進める方向に進んできました。

具体的な事業として、精神障害者の方々が地域で自立して生活を営めるよう支援する「自立生活アシスタント事業」並びに退院を促進するとともに、退院後、地域で安心して暮らせるよう支援する「地域移行・地域定着支援事業」が行われ、更に「計画相談事業」が本格化していく中で行政機関、区内関係機関や地域社会と連携し事業を推進すると共にセンター業務を円滑に運営し、支援機関としての機能をさらに高めるため次のとおり事業を実施いたします。

1. 目的

地域で生活する精神障害者の方々が安心して自立した日常生活を過ごせるよう支援します。

2. 運営方針

精神障害者の方々に対し、「専門家によるカウンセリング」「職員による面接相談」「実生活に役立つ講習会の開催」「電話相談」及び「地域住民の方々との交流の場の設定と参加の促進」等を積極的に推進し精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図ります。

また、相談事業として新たに加わった「計画相談事業」及び精神科に入院している方々の退院に向けた「一般相談支援事業」を積極的に推進してまいります。

その他、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題にも取り組み、地域との連携を推進します。

3. 援助方針

(1) 地域において単身等で生活する精神障害者の地域生活の維持と地域の精神保健福祉に関する新しい課題に目を向け、積極的な対応による支援を行います。（自立生活アシスタント事業）

(2) 食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供、心地よい空間の提供などにより精神障害者の生活の質の向上を目指すとともに生活を楽しむことの大切さを伝えます。

(3) 精神障害者が地域で生活していくために必要な情報収集の拠点として、また地域生活での不安や悩みに十分に対応できる相談機関としての機能を高めます。

(4) 計画相談事業の実施～精神障害者が地域で自立して生活できるよう個々の課題を把握し目標の設定、支援計画の作成等を進めます。

(5) 地域移行・地域定着支援事業～病院に対し退院を積極的に働きかけて行く。

同時に、退院希望者に対し退院へ向けての相談や退院後の生活の場の確保、関係機関との連携（作業所、ヘルパー、自立生活アシスタント等に繋げる）を進め再入院の防止と生活の不安を軽減する環境作りに取り組みます。

(6) 主体的に選択し、決定する力であるエンパワメントを大切にし、その力の発揮を求めるための研修やカウンセリング、ミーティングの充実、コミュニケーション力の回復に

アプローチします。

・SST 講座の開催、SAKAE ピア、グループカウンセリング等

- (7) 地域における精神障害者との交流の機会を増やすことにより、精神障害者が地域のつながりを深めるため地域行事への参加を進めます(お年寄りから子供まで世代を超えた交流の場「ひだまり」等に参加)
- (8) 精神障害者への安心・安全なサービス提供を確保するため、苦情解決制度、サービス評価等の充実等、サービスの質の向上を目的としたリスクマネジメントに真摯に取り組めます。

4. 事業への取り組み

生活支援センターは、来館又は電話を掛けてくる精神障害者の生活障害の改善を目的としています。

また、センターを利用できない精神障害者にも目を向け、可能な範囲で地域に出かけ関係機関と連携し精神障害者の生活の支援を行います。

更に、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題の解決に対応できる機関にならなければと考えます。

そこで、こうした事業の実施体制として次の 5 事業部門を置き取り組むこととします。

① デイサービス事業部門

センターに来館又は電話を掛けてくる利用者を対象とします。内容は、計画相談、一般相談、面接相談、専門家(医師やカウンセラー)やセンター職員によるカウンセリング、イベントの実施、利用者ミーティング、ピアサポートの形成、ボランティアの導入、地域交流等進めます。

② アウトリーチ事業部門

自立生活アシスタントにより、単身等で地域生活を営んでいる精神障害者の生活力及び社会適応力を高め地域生活の維持を図ります。

また、センターに来館できない精神障害者、精神障害を持つ高齢者、社会的ひきこもり、学校や会社で心を病む人などを対象に、家族支援、訪問相談・同行支援、就労支援、他機関との連携等を推進します。

③ 地域移行・地域定着支援部門

精神病院に入院中の精神障害者を対象とします。取り組みの内容は、退院促進支援、退院後の支援(常時の連絡体制の確保、緊急時の相談対応等)及び病院や地域資源とのネットワークの形成等を進めます。

④ 計画相談事業部門

区福祉保健センターと連携し、精神障害者が地域の中で自立して生活できるよう個々の課題を把握し、目的設定や支援計画を作成しモニタリングを行いながら、相談支援の充実を図ります。

⑤ 管理部門

相談の受付、ニーズの把握・開拓により各事業部門を統括すると共に、施設運営の望ましいあり方を課題として取り組みます。

また、個人情報保護や事故対策等のリスクマネジメント、苦情解決、サービス評価、職

員研修の充実、文書管理等を行います。

5.職員配置

- ① 所長:施設運営、管理全般等
- ② 常勤職員:5名 センター業務全般、関係機関・地域連携等
 - ・精神保健福祉士 3名
 - ・相談支援専門員 2名
 - ・自立支援アシスタント: 専任1名、兼任2名
 - ・地域移行、地域定着: 専任1名、
 - ・計画相談:2名
 - ・精神保健福祉士実習指導者 2名
- ③ 非常勤職員:4名 センター業務全般、地域交流等
- ④ アルバイト:2名 センター業務全般、
- ⑤ 調理パート:5名 夕食の調理全般
- ⑥ 嘱託医:精神科医師 3名 利用者、家族の相談(月3回)
- ⑦ カウンセラー:1名 利用者、家族の相談(月1~2回)
- ⑧ ボランティア:数名 イベント開催時のお手伝い

6 具体的な業務内容

(1)デイサービス事業部門

①精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のため次のとおり開館し、居場所の提供を行います。

・利用時間:午前9時~午後9時

・休館日:毎月第2月曜日(祝祭日にあたる場合は翌日が休館日)

②精神障害者に対する食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供

◇夕食サービス

開館日は全て夕食サービスを行います。料金は1食400円(月1回の特別メニュー500円)。予約は当日14:30までに申し込みます。

◇入浴サービス

1回100円で開館時間中入浴できます。タオル、ドライヤーは用意してあります。石鹸、シャンプーは各自お持ちいただいても結構ですが、10円でお分けもいたします。

◇洗濯サービス

1回100円で洗濯機、乾燥機の利用ができます。洗剤は各自お持ちいただいても結構ですが、10円でお分けもいたします。

◇インターネットサービス

10分間10円でインターネットが利用できます。

③相談支援の実施

開館時間中は常時職員が相談に応じます。専門的な分野は関係機関を紹介します。

また、精神科嘱託医の医療相談を月に3回、カウンセラーによる相談を月1回予約制にて実施します。

④情報提供

センターで収集した日常生活に関するものや制度等の情報を提供します。

また、インターネット利用(有料)での情報収集も可能です。

⑤ 利用者ニーズの把握

利用者ミーティングを月1回開催し利用者の意見を反映したセンター運営の実現、サービスの向上を目指します。

また、つぶやきBOX(意見箱)の設置や利用者アンケート実施により利用者の意見を吸い上げ、検討・対応します。

⑥ グループカウンセリングの実施

グループカウンセリングを毎月1回実施します。

これらは精神症状の改善、病気の治療を意図するものではなく、利用者自身の振り返り、対人能力の向上等の支援を目的とするものです。

⑦ 自主事業の実施

誕生日会、昼食会、各種イベント等の実施。その際に、企画・運営を利用者が主体的に行えるようアドバイスを行います。ピアミーティング等で活発な意見交換できる進行を行います。

(2)アウトリーチ事業部門

① 自立生活アシスタント事業の推進

地域において単身等で生活している精神障害者に対し訪問等により地域生活が維持できるよう支援します。

② 地域支援事業の推進

コミュニケーション講座及び地域ケアプラザ、町内会等と連携し生活支援センターの業務を理解していただくための勉強会等を実施します。

これにより、地域の潜在的な精神障害者へのアプローチや地域の方々や民生委員の方々等への精神障害者への理解を深める。

③ 地域における精神障害者との交流の機会の提供

同一建物内の地域ケアプラザと協働し、月に1回世代間交流事業「ひだまり」を開催する。また、年1回「いたちまつり」を開催し利用者と地域の方々や子供たちと交流を図ります。

また、支援センターと関係機関が連携し納涼会やクリスマス会を開催し地域の方々の参加も呼びかけ利用者との交流を図ります。

その他、栄区役所主催の「区民まつり」に利用者と共に参加、物販・施設紹介・精神保健福祉の啓発等を通して交流を図ります。

※ 各種イベントを通じてボランティアとの交流を行います。

④ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援

嘱託医やカウンセラー及び職員による当事者だけでなく家族からの相談も受け、精神障害者を抱える家族の悩みの解消に務めるとともに家族間の交流を積極的に進めます。

また、関係機関と連携して家族向けの講演会や勉強会を開催、知識の習得や交流を行います。

その他、区家族会「さかえ会」の毎月の役員会・定例会の会場として支援センターの集会室を提供、職員も参加して常に顔の見える関係作りに努めます。

④ 精神保健福祉市民グループへの活動支援

栄区にはボランティアグループや就労継続支援 B 型事業所、グループホーム等の母体であるNPO法人があります。

そこで、当支援センターの場所を会合等に提供したり、当センター運営委員として参加を依頼する等、相互の事業活動等への連携に努めます。

⑤ 精神障害者の就労支援

就労支援事業として就労相談や情報提供、就労支援センターと連携をとり就労に向けての支援を行ないます。

⑥ 地域における精神障害者に対する訪問・同行事業の実施

本人や関係機関の要請及びセンターとして必要と判断したケースには、訪問・同行を実施します。また、日常生活で必要な手続き、作業等について同行等を行ないませんが、代行するのではなく本人が自主的に実行できるよう支援します。

また、安否確認や現状確認等が必要な場合は、本人や施設を定期的あるいは随時訪問します。

⑦ 障害者に対する理解促進を図るための普及啓発活動の実施

区役所、地域ケアプラザ等の関係機関と共催で、精神保健福祉の普及啓発活動を実施します。「区民祭り」や「ひだまり」等の地域交流事業の中でもパンフレット等を配布して啓発活動を実施します。

⑧ 実習生の受け入れ

精神保健福祉士や看護学生、精神障害者ホームヘルパー養成課程での実習生を受け入れます。実習を通して精神障害者に対する理解も深まり、利用者にとっても実習生が入ることによって交流の幅が広がります。

⑨ 利用拡大のための広報活動

センター便りの発行、ホームページを開設等、施設紹介や精神保健福祉の普及啓発を実施しています。

(3) 地域移行・地域定着事業部門

① 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

ア 精神病院に入院している方で退院可能な方に対し自立支援員が協力機関と連携し、個々に支援計画を作成、計画に基づき、「相談」「宿泊体験」「施設の体験利用」等、地域生活への移行及び定着に向けて支援を行います。

なお、併せて常時の連絡体制の確保、緊急時相談等に対応します。

イ 病院訪問

積極的に病院を訪問して、医療機関との関係を構築し、退院促進の普及啓発・協働活動につなげます。

(4) 計画相談事業部門

①精神障害者の方々の個々の日常生活において適切な助言や社会資源を活用することにより一層充実した生活をおくることができるよう支援計画を立て支援する。

②支援計画は、一定期間の見守りを続け、モニタリングを行い計画の遂行状況を把握する。

(5) 管理部門

① 職員研修

生活支援センターの機能を高めるには、人材育成は不可欠です。そのため研修には力を注ぎます。講師を招いて施設内研修を行うと共に、外部研修に出席しやすい環境を作り、法人の勉強会、センター連の研修会、市精連の研修会などに参加します。

② 個人情報管理に関する取り組み

「社会福祉法人恵友会が保有する個人情報の保護に関する要綱」を遵守します。また、「個人情報漏洩事故防止マニュアル」を作成して、利用者の権利を保護するとともに、個人情報保護研修を行います。

(6) 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

防火、防災についての体制を強化します。また、衛生管理を徹底します。「事故等緊急時対応マニュアル」を確認し、ヒヤリハット事例を報告しあい検討して安全管理に努めます。

(7) 苦情解決の取り組み

恵友会の「福祉サービスに関する苦情解決規程」を遵守します。つぶやきBOXの設置、利用者ミーティング(月1回)等の開催により利用者のニーズを把握し改善要求等の意見に耳を傾けます。

7 栄区生活支援センター運営連絡会の開催

運営連絡会は、当センターの運営に対し理解と協力を仰ぎ併せて当センターの事業及び運営に対し意見・要望等を頂くため年2回程度開催する。

(委員構成)

自治会・町内会、地域団体、家族会、ボランティア団体、関係機関、医療機関、学校関係行政、運営法人

(委員数) 20名以内

(役員) ・会長 1名
・副会長 2名

(協議事項)

- 1 事業計画・事業報告に関すること
- 2 事業運営に関する連携・調整に関すること
- 3 連絡会規約の制定、改廃に関すること
- 4 その他、センターの事業推進に関すること

以 上

平成 27年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名 : 横浜市栄区精神障害者生活支援センター

運営法人: 社会福祉法人 恵友会

【収 入】

(単位: 千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	65,385	46,623	6,480	12,282	
合 計	65,385	46,623	6,480	12,282	

【支 出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	51,595	33,833	6,295	11,467	
所長					
常勤職員					5名分
非常勤職員	8,578	8,578			4名分
アルバイト	2,263	2,263			2名分
調理アルバイト	2,785	2,785			5名分
嘱託医賃金	802	802			3名＋カウンセラー1名分
法定福利費	5,859	3,632	764	1,463	健保、厚保等
退職給与引当金	816	408	144	264	中退金
福利厚生費	139	139			健康診断費等
労務厚生費	60	60			ハマフレンド
施設管理費	6,030	6,030			
光熱水費	3,685	3,685			電気、水道、ガス
庁舎管理	2,135	2,135			建物管理、機械警備、日常清掃等
修繕積立金	300	300			
入浴サービス等実費徴収額	-90	-90			入浴サービス等実費収入
運営費	4,700	3,700	185	815	
旅 費	450	250	70	130	旅費交通費
消耗品費	500	400	50	50	事務用品、消耗品等
印刷製本費	250	220	10	20	パンフレット、チラシ等
修繕費	500	500			
通信運搬費	700	650	25	25	切手、電話代等
賃借料	1,150	610		540	車両、コピー機、電話等
備品等購入費	400	400			
保険料	100	100			社会福祉事業者総合保険料
雑費	650	570	30	50	イベント補助、会費等
本部繰入金	3,060	3,060			
合 計	65,385	46,623	6,480	12,282	

平成28年度事業計画書

横浜市栄区生活支援センター

生活支援センターの業務も通所者を対象とした支援はもとより、精神障害者の方々が地域で自立して生活を営めるよう支援する「自立生活アシスタント事業」並びに退院を促進するとともに、退院後、地域で安心して暮らせるよう支援する「地域移行・地域定着支援事業」、更に「計画相談事業」が本格化しています。又、行政機関、区内関係機関や地域社会と連携し、地域の抱えている課題を検討していくと共に、センター業務を円滑に運営し、支援機関としての機能をさらに高めるよう事業運営を行います。

1. 目的

地域で生活する精神障害者の方々が安心して自立した日常生活を過ごせるよう支援します。

2. 運営方針

精神障害者の方々に対し、「専門家によるカウンセリング」「職員による面接相談」「実生活に役立つ講習会の開催」「電話相談」及び「地域住民の方々との交流の場の設定と参加の促進」等を積極的に推進し精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図ります。

また、相談事業として新たに加わった「計画相談事業」及び精神科に入院している方々の退院に向けた「一般相談支援事業」を積極的に推進してまいります。

その他、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題にも取り組み、地域との連携を推進します。

3. 援助方針

(1) 地域において単身等で生活する精神障害者の地域生活の維持と地域の精神保健福祉に関する新しい課題に目を向け、積極的な対応による支援を行います。（自立生活アシスタント事業）

(2) 食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供、心地よい空間の提供などにより精神障害者の生活の質の向上を目指すとともに生活を楽しむことの大切さを伝えます。

(3) 精神障害者が地域で生活していくために必要な情報収集の拠点として、また地域生活での不安や悩みに十分に対応できる相談機関としての機能を高めます。

(4) 計画相談事業の実施～精神障害者が地域で自立して生活できるよう個々の課題を把握し目標の設定、支援計画の作成等を進めます。

(5) 地域移行・地域定着支援事業～病院に対し退院を積極的に働きかけて行く。
同時に、退院希望者に対し退院へ向けての相談や退院後の生活の場の確保、関係機関との連携（作業所、ヘルパー、自立生活アシスタント等に繋げる）を進め再入院の防止と生活の不安を軽減する環境作りに取り組みます。

(6) 主体的に選択し、決定する力であるエンパワーメントを大切にし、その力の発揮を求めるための研修やカウンセリング、ミーティングの充実、コミュニケーション力の回復にアプローチします。

・コミュニケーション講座、ピアミーティング、グループカウンセリング等

- (7) 地域における精神障害者との交流の機会を増やすことにより、精神障害者が地域のつながりを深めるため地域行事への参加を進めます(お年寄りから子供まで世代を超えた交流の場「ひだまり」等に参加)
- (8) 精神障害者への安心・安全なサービス提供を確保するため、苦情解決制度、サービス評価等の充実等、サービスの質の向上を目的としたリスクマネジメントに真摯に取り組めます。

4. 事業への取り組み

生活支援センターは、来館又は電話を掛けてくる精神障害者の生活障害の改善を目的としています。また、センターを利用できない精神障害者にも目を向け、可能な範囲で地域に出かけ関係機関と連携し精神障害者の生活の支援を行います。更に、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題の解決に対応できる機関にならなければならないと考えます。

そこで、こうした事業の実施体制として次の5事業部門を置き取り組むこととします。

① デイサービス事業部門

センターに来館又は電話を掛けてくる利用者を対象とします。内容は、計画相談、一般相談、面接相談、専門家(医師やカウンセラー)やセンター職員によるカウンセリング、イベントの実施、利用者ミーティング、ピアサポートの形成、ボランティアの導入、地域交流等進めます。

② アウトリーチ事業部門

自立生活アシスタントにより、単身等で地域生活を営んでいる精神障害者の生活力及び社会適応力を高め地域生活の維持を図ります。

また、センターに来館できない精神障害者、精神障害を持つ高齢者、社会的ひきこもり、学校や会社で心を病む人などを対象に、家族支援、訪問相談・同行支援、就労支援、他機関との連携等を推進します。

③ 地域移行・地域定着支援部門

精神病院に入院中の精神障害者を対象とします。取り組みの内容は、退院促進支援、退院後の支援(常時の連絡体制の確保、緊急時の相談対応等)及び病院や地域資源とのネットワークの形成等を進めます。

④ 計画相談事業部門

区福祉保健センターと連携し、精神障害者が地域の中で自立して生活できるよう個々の課題を把握し、目的設定や支援計画を作成しモニタリングを行いながら、相談支援の充実を図ります。

⑤ 管理部門

相談の受付、ニーズの把握・開拓により各事業部門を統括すると共に、施設運営の望ましいあり方を課題として取り組みます。

また、個人情報保護や虐待防止・権利擁護、事故対策等のリスクマネジメント、苦情解決、サービス評価、職員研修の充実、文書管理等を行います。

5.職員配置

- ① 所長:施設運営、管理全般等
- ② 常勤職員:5名 センター業務全般、関係機関・地域連携等
 - ・精神保健福祉士 4名
 - ・相談支援専門員 2名
 - ・自立支援アシスタント: 専任1名、兼任2名
 - ・地域移行、地域定着: 専任1名、兼任1名
 - ・計画相談:2名
 - ・精神保健福祉士実習指導者 2名
- ③ 非常勤職員:4名 センター業務全般、地域交流等
- ④ アルバイト:2名 センター業務全般、
- ⑤ 調理パート:5名 夕食の調理全般
- ⑥ 嘱託医:精神科医師 3名 利用者、家族の相談(月3回)
- ⑦ カウンセラー:1名 利用者、家族の相談(月1～2回)
- ⑧ ボランティア:数名 イベント開催時のお手伝い

6 具体的な業務内容

(1)デイサービス事業部門

①精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のため次のとおり開館し、居場所の提供を行います。

- ・利用時間:午前9時～午後9時
- ・休館日:毎月第2月曜日(祝祭日にあたる場合は翌日が休館日)

②精神障害者に対する食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供

◇夕食サービス

開館日は全て夕食サービスを行います。料金は1食400円(月1回の特別メニュー500円)。予約は当日14:30までに申し込みます。

◇入浴サービス

1回100円で開館時間中入浴できます。タオル、ドライヤーは用意してあります。石鹸、シャンプーは各自お持ちいただいても結構ですが、10円でお分けもいたします。

◇洗濯サービス

1回100円で洗濯機、乾燥機の利用ができます。洗剤は各自お持ちいただいても結構ですが、10円でお分けもいたします。

◇インターネットサービス

10分間10円でインターネットが利用できます。

③相談支援の実施

開館時間中は常時職員が相談に応じます。専門的な分野は関係機関を紹介します。
また、精神科嘱託医の医療相談を月に3回、カウンセラーによる相談を月2回予約制にて実施します。

④情報提供

センターで収集した日常生活に関するものや制度等の情報を提供します。
また、インターネット利用(有料)での情報収集も可能です。

⑤利用者ニーズの把握

利用者ミーティングを月1回開催し利用者の意見を反映したセンター運営の実現、サービスの向上を目指します。

また、つぶやきBOX(意見箱)の設置や利用者アンケート実施により利用者の意見を吸い上げ、検討・対応します。

⑥ グループカウンセリングの実施

グループカウンセリングを毎月1回実施します。

これらは精神症状の改善、病気の治療を意図するものではなく、利用者自身の振り返り、対人能力の向上等の支援を目的とするものです。

⑦ 自主事業の実施

誕生日会、昼食会、各種イベント等の実施。その際に、企画・運営を利用者が主体的に行えるようアドバイスを行います。ピアミーティング等で活発な意見交換できる進行を行います。

(2)アウトリーチ事業部門

① 自立生活アシスタント事業の推進

地域において単身等で生活している精神障害者に対し訪問等により地域生活が維持できるよう支援します。

② 地域支援事業の推進

コミュニケーション講座及び地域ケアプラザ、町内会等と連携し生活支援センターの業務を理解していただくための勉強会等を実施します。

これにより、地域の潜在的な精神障害者、引きこもり者へのアプローチや地域の方々や民生委員の方々等への精神障害者への理解を深める。

③ 地域における精神障害者との交流の機会の提供

同一建物内の地域ケアプラザと協働し、月に1回世代間交流事業「ひだまり」を開催する。また、年1回「いたちまつり」を開催し利用者と地域の方々や子供たちと交流を図ります。

また、支援センターと関係機関が連携し納涼会やクリスマス会を開催し地域の方々の参加も呼びかけ利用者との交流を図ります。

その他、栄区役所主催の「区民まつり」に利用者と共に参加、物販・施設紹介・精神保健福祉の啓発等を通して交流を図ります。

※ 各種イベントを通じてボランティアとの交流を行います。

④ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援

嘱託医やカウンセラー及び職員による当事者だけでなく家族からの相談も受け、精神障害者を抱える家族の悩みの解消に務めるとともに家族間の交流を積極的に進めます。

また、関係機関と連携して家族向けの講演会や勉強会を開催、知識の習得や交流を行います。

その他、区家族会「さかえ会」の毎月の役員会・定例会の会場として支援センターの集会室を提供、職員も参加して常に顔の見える関係作りに努めます。

④ 精神保健福祉市民グループへの活動支援

栄区にはボランティアグループや就労継続支援B型事業所、グループホーム等の多くの法人、団体があります。それらの活動に、当支援センターの場所を会合等へ

の提供や当センター運営委員として参加を依頼する等、相互の事業活動等への連携に努めます。

⑤ 精神障害者の就労支援

就労支援事業として就労相談や情報提供、就労支援センター等と連携をとり就労に向けての支援を行ないます。

⑥ 地域における精神障害者に対する訪問・同行事業の実施

本人や関係機関の要請及びセンターとして必要と判断したケースには、訪問・同行を実施します。また、日常生活で必要な手続き、作業等について同行等を行ないませんが、代行するのではなく本人が自主的に実行できるよう支援します。

また、安否確認や現状確認等が必要な場合は、本人や施設を定期的あるいは随時訪問します。

⑦ 障害者に対する理解促進を図るための普及啓発活動の実施

区役所、地域ケアプラザ等の関係機関と共催で、精神保健福祉の普及啓発活動を実施します。「区民祭り」や「ひだまり」等の地域交流事業の中でもパンフレット等を配布して啓発活動を実施します。

⑧ 実習生の受け入れ

精神保健福祉士や看護学生、精神障害者ホームヘルパー養成課程での実習生を受け入れます。実習を通して精神障害者に対する理解も深まり、利用者にとっても実習生が入ることによって交流の幅が広がります。

⑨ 利用拡大のための広報活動

センター便りの発行、ホームページを開設等、施設紹介や精神保健福祉の普及啓発を実施しています。

(3) 地域移行・地域定着事業部門

① 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

ア 精神病院に入院している方で退院可能な方に対し自立支援員が協力機関と連携し、個々に支援計画を作成、計画に基づき、「相談」「宿泊体験」「施設の体験利用」等、地域生活への移行及び定着に向けて支援を行います。

なお、併せて常時の連絡体制の確保、緊急時相談等に対応します。

イ 病院訪問

積極的に病院を訪問して、医療機関との関係を構築し、退院促進の普及啓発・協働活動につなげます。

(4) 相談事業部門（一般相談、指定特定相談事業）

① 精神障害者の方々の個々の日常生活において適切な助言や社会資源を活用することにより一層充実した生活をおくることができるよう支援計画を立て支援する。

② 支援計画は、一定期間の見守りを続け、モニタリングを行い計画の遂行状況を把握する。

(5) 管理部門

① 職員研修

生活支援センターの機能を高めるには、人材育成は不可欠です。そのため研修には

力を注ぎます。講師を招いて施設内研修を行うと共に、外部研修に出席しやすい環境を作り、法人の勉強会、センター連の研修会、市精連の研修会などに参加します。

② 個人情報管理、虐待防止・権利擁護に関する取り組み

「社会福祉法人恵友会が保有する個人情報の保護に関する要綱」を遵守します。また、「個人情報漏洩事故防止マニュアル」を作成して、利用者の権利を保護するとともに、個人情報保護研修を行うと共に、虐待防止・権利擁護について、外部講師等による研修を行います。

(6) 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

防火、防災についての体制を強化します。また、衛生管理を徹底します。「事故等緊急時対応マニュアル」を確認し、ヒヤリハット事例を報告しあい検討して安全管理に努めます。特別避難場所として役割を果たすため、小菅ヶ谷地域ケアプラザと合同での防災訓練等を実施します。

(7) 苦情解決の取り組み

恵友会の「福祉サービスに関する苦情解決規程」を遵守します。つぶやきBOXの設置、利用者ミーティング(月1回)等の開催により利用者のニーズを把握し改善要求等の意見に耳を傾けます。

7 栄区生活支援センター運営連絡会の開催

運営連絡会は、当センターの運営に対し理解と協力を仰ぎ併せて当センターの事業及び運営に対し意見・要望等を頂くため年2回程度開催する。

(委員構成)

自治会・町内会、地域団体、家族会、ボランティア団体、関係機関、医療機関、
学校関係行政、運営法人

(委員数) 20名以内

(役員) ・会長 1名
・副会長 2名

(協議事項)

- 1 事業計画・事業報告に関すること
- 2 事業運営に関する連携・調整に関すること
- 3 連絡会規約の制定、改廃に関すること
- 4 その他、センターの事業推進に関すること

以 上

平成28年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市栄区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人 恵友会

【収 入】

(単位：千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	66,120	47,501	8,055	10,564	✓
合 計	66,120	47,501	8,055	10,564	

【支 出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	52,258	34,229	7,880	10,149	
所長					
常勤職員					常勤5名
非常勤職員	8,898	8,898			非常勤4名
アルバイト	2,314	2,314			アルバイト2名
調理アルバイト	2,785	2,785			調理職員5名
嘱託医賃金	936	936			嘱託医3名＋カウンセラー1名
法定福利費	6,312	6,312			健康保険、厚生年金他
退職給与引当金	918	383	234	301	中退金
福利厚生費	139	63	33	43	健康診断
労務厚生費	60	60			ハマフレンド
施設管理費	6,030	6,030	0	0	
光熱水費	3,685	3,685			電気、ガス、水道代
庁舎管理	2,135	2,135			建物管理、清掃、機械整備他
修繕積立金	300	300			
入浴サービス等実費徴収額	-90	-90			
運営費	4,532	3,942	175	415	
旅 費	400	230	70	100	交通費
消耗品費	450	400	20	30	事務用品等
印刷製本費	200	170	10	20	パンフレット、チラシ等
修繕費	400	400			
通信運搬費	700	630	35	35	電話、切手、ネット等
賃借料	1,150	980		170	車両、PC、コピー機等リース代
備品等購入費	400	400			
保険料	100	100			社会福祉事業者総合保険
雑費	732	632	40	60	研修費、会費、謝金他
本部繰入金	3,300	3,300			
合 計	66,120	47,501	8,055	10,564	

平成29年度事業計画書

横浜市栄区生活支援センター

生活支援センターも当初の居場所としてのあり方から様々な事業を行うようになり、通所者を対象とした支援のほか「自立生活アシスタント事業」「地域移行・地域定着支援事業」「計画相談事業」が本格化しています。基幹相談支援センター、行政機関、生活支援センターが連携し、さらなる支援体制の強化も図られています。

行政、関係機関や地域社会と連携し、地域の抱えている課題を検討していくと共に、利用者に寄り添い、支援機関としての機能をさらに高めるよう事業運営を行います。

1. 目的

地域で生活する精神障害者の方々が安心して自立した日常生活を過ごせるよう支援します。

2. 運営方針

精神障害者及び家族の方々に対し、「専門家によるカウンセリング」「職員による面接相談」「実生活に役立つ講習会の開催」「電話相談」及び「地域住民の方々との交流の場の設定と参加の促進」等を積極的に推進し、精神障害者が地域生活を円滑に行えるよう支援を行います。

また、地域移行・地域定着事業を実施するうえで、行政・関係機関・地域と連携し入院患者が地域で受け入れられる体制作りも積極的に推進してまいります。

その他、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題にも取り組み、地域との連携を推進します。

3. 援助方針

- (1) 地域において単身等で生活する精神障害者の地域生活の維持と地域の精神保健福祉に関する新しい課題に目を向け、積極的な対応による支援を行います。（自立生活アシスタント事業）
- (2) 食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供、心地よい空間の提供などにより精神障害者の生活の質の向上を目指すとともに生活を楽しむことの大切さを伝えます。
- (3) 精神障害者が地域で生活していくために必要な情報収集の拠点として、また地域生活での不安や悩みに十分に対応できる相談機関としての機能を高めます。
- (4) 計画相談事業の実施～精神障害者が地域で自立して生活できるよう個々の課題を把握し目標の設定、支援計画の作成等を進めます。
- (5) 地域移行・地域定着支援事業～病院に対し退院を積極的に働きかけて行く。
同時に、退院希望者に対し退院へ向けての相談や退院後の生活の場の確保、関係機関との連携（作業所、ヘルパー、自立生活アシスタント等に繋げる）を進め再入院の防止と生活の不安を軽減する環境作りに取り組みます。
- (6) 主体的に選択し、決定する力であるエンパワメントを大切にし、その力の発揮を求めるための研修やカウンセリング、ミーティングの充実、コミュニケーション力の回復に

アプローチします。

・コミュニケーション講座、ピアミーティング、グループカウンセリング等

- (7) 地域における精神障害者との交流の機会を増やすことにより、精神障害者が地域のつながりを深めるため地域行事への参加を進めます(お年寄りから子供まで世代を超えた交流の場「ひだまり」等に参加)
- (8) 精神障害者への安心・安全なサービス提供を確保するため、苦情解決制度、サービス評価等の充実等、サービスの質の向上を目的としたリスクマネジメントに真摯に取り組めます。

4. 事業への取り組み

生活支援センターは、来館又は電話を掛けてくる精神障害者の生活障害の改善を目的としています。

また、センターを利用できない精神障害者にも目を向け、可能な範囲で地域に出かけ関係機関と連携し精神障害者の生活の支援を行います。

更に、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題の解決に対応できる機関にならなければと考えます。

そこで、こうした事業の実施体制として次の5事業部門を置き取り組むこととします。

① デイサービス事業部門

センターに来館又は電話を掛けてくる利用者を対象とします。内容は、計画相談、一般相談、面接相談、専門家(医師やカウンセラー)やセンター職員によるカウンセリング、イベントの実施、利用者ミーティング、ピアサポートの形成、ボランティアの導入、地域交流等進めます。

② アウトリーチ事業部門

自立生活アシスタントにより、単身等で地域生活を営んでいる精神障害者の生活力及び社会適応力を高め地域生活の維持を図ります。

また、センターに来館できない精神障害者、精神障害を持つ高齢者、社会的ひきこもり、学校や会社で心を病む人などを対象に、家族支援、訪問相談・同行支援、就労支援、他機関との連携等を推進します。

③ 地域移行・地域定着支援部門(退院サポート事業含む)

精神病院に入院中の精神障害者を対象とします。取り組みの内容は、退院促進支援、退院後の支援(常時の連絡体制の確保、緊急時の相談対応等)及び病院や地域資源とのネットワークの形成等を進めます。

④ 計画相談事業部門

区福祉保健センターと連携し、精神障害者が地域の中で自立して生活できるよう個々の課題を把握し、目的設定や支援計画を作成しモニタリングを行いながら、相談支援の充実を図ります。

⑤ 管理部門

相談の受付、ニーズの把握・開拓により各事業部門を統括すると共に、施設運営の望ましいあり方を課題として取り組みます。

また、個人情報保護や虐待防止・権利擁護、事故対策等のリスクマネジメント、苦情

解決、サービス評価、職員研修の充実、文書管理等を行います。

5.職員配置

- ① 所長:施設運営、管理全般等
- ② 常勤職員:5名 センター業務全般、関係機関・地域連携等
 - ・精神保健福祉士 4名
 - ・相談支援専門員 2名
 - ・自立支援アシスタント:専任1名、兼任4名
 - ・地域移行、地域定着:兼任4名
 - ・計画相談:2名
 - ・精神保健福祉士実習指導者 2名
- ③ 非常勤職員:4名 センター業務全般、地域交流等
- ④ アルバイト:2名 センター業務全般、
- ⑤ 調理パート:5名 夕食の調理全般
- ⑥ 嘱託医:精神科医師 2名 利用者、家族の相談(月3回)
- ⑦ カウンセラー:1名 利用者、家族の相談(月1~2回)
- ⑧ ボランティア:数名 イベント開催時のお手伝い

6 具体的な業務内容

(1)デイサービス事業部門

- ①精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のため次のとおり開館し、居場所の提供を行います。

・利用時間:午前9時~午後9時

・休館日:毎月第2月曜日(祝祭日にあたる場合は翌日が休館日)

- ②精神障害者に対する食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供

◇夕食サービス

開館日は全て夕食サービスを行います。料金は1食400円(月1回の特別メニュー500円)。予約は当日14:30までに申し込みます。

◇入浴サービス

1回100円で開館時間中入浴できます。タオル、ドライヤーは用意してあります。石鹸、シャンプーは各自お持ちいただいても結構ですが、10円でお分けいたします。

◇洗濯サービス

1回100円で洗濯機、乾燥機の利用ができます。洗剤は各自お持ちいただいても結構ですが、10円でお分けいたします。

◇インターネットサービス

10分間10円でインターネットが利用できます。

- ③相談支援の実施

開館時間中は常時職員が相談に応じます。専門的な分野は関係機関を紹介します。

また、精神科嘱託医の医療相談を月に3回、カウンセラーによる相談を月2回予約制にて実施します。

- ④情報提供

センターで収集した日常生活に関するものや制度等の情報を提供します。

また、インターネット利用(有料)での情報収集も可能です。

⑤ 利用者ニーズの把握

利用者ミーティングを月1回開催し利用者の意見を反映したセンター運営の実現、サービスの向上を目指します。

また、つぶやきBOX(意見箱)の設置や利用者アンケート実施により利用者の意見を吸い上げ、検討・対応します。

⑥ グループカウンセリングの実施

グループカウンセリングを毎月1回実施します。

これらは精神症状の改善、病気の治療を意図するものではなく、利用者自身の振り返り、対人能力の向上等の支援を目的とするものです。

⑦ 自主事業の実施

誕生日会、昼食会、各種イベント等の実施。その際に、企画・運営を利用者が主体的に行えるようアドバイスを行います。ピアミーティング等で活発な意見交換できる進行を行います。

(2)アウトリーチ事業部門

① 自立生活アシスタント事業の推進

地域において単身等で生活している精神障害者に対し訪問等により地域生活が維持できるよう支援します。

② 地域支援事業の推進

コミュニケーション講座及び地域ケアプラザ、町内会等と連携し生活支援センターの業務を理解していただくための勉強会等を実施します。

これにより、地域の潜在的な精神障害者、引きこもり者へのアプローチや地域の方々や民生委員の方々等への精神障害者への理解を深める。

③ 地域における精神障害者との交流の機会の提供

同一建物内の地域ケアプラザと協働し、月に1回世代間交流事業「ひだまり」を開催する。また、年1回「いたちまつり」を開催し利用者地域の方々や子供たちと交流を図ります。

また、支援センターと関係機関が連携し納涼会やクリスマス会を開催し地域の方々の参加も呼びかけ利用者との交流を図ります。

その他、栄区役所主催の「区民まつり」に利用者と共に参加、物販・施設紹介・精神保健福祉の啓発等を通して交流を図ります。

※ 各種イベントを通じてボランティアとの交流を行います。

④ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援

嘱託医やカウンセラー及び職員による当事者だけでなく家族からの相談も受け、精神障害者を抱える家族の悩みの解消に務めるとともに家族間の交流を積極的に進めます。

また、関係機関と連携して家族向けの講演会や勉強会を開催、知識の習得や交流を行います。

その他、区家族会「さかえ会」の毎月の役員会・定例会の会場として支援センターの集会室を提供、職員も参加して常に顔の見える関係作りに努めます。

④ 精神保健福祉市民グループへの活動支援

栄区にはボランティアグループや就労継続支援 B 型事業所、グループホーム等の多くの法人、団体があります。それらの活動に、当支援センターの場所を会合等に提供したり、当センター運営委員として参加を依頼する等、相互の事業活動等への連携に努めます。

⑤ 精神障害者の就労支援

就労支援事業として就労相談や情報提供、就労支援センター等と連携をとり就労に向けての支援を行ないます。

⑥ 地域における精神障害者に対する訪問・同行事業の実施

本人や関係機関の要請及びセンターとして必要と判断したケースには、訪問・同行を実施します。また、日常生活に必要な手続き、作業等について同行等を行ないませんが、代行するのではなく本人が自主的に実行できるよう支援します。

また、安否確認や現状確認等が必要な場合は、本人や施設を定期的あるいは随時訪問します。

⑦ 障害者に対する理解促進を図るための普及啓発活動の実施

区役所、地域ケアプラザ等の関係機関と共催で、精神保健福祉の普及啓発活動を実施します。「区民祭り」や「ひだまり」等の地域交流事業の中でもパンフレット等を配布して啓発活動を実施します。

⑧ 実習生の受け入れ

精神保健福祉士や看護学生、精神障害者ホームヘルパー養成課程での実習生を受け入れます。実習を通して精神障害者に対する理解も深まり、利用者にとっても実習生が入ることによって交流の幅が広がります。

⑨ 利用拡大のための広報活動

センター便りの発行、ホームページを開設等、施設紹介や精神保健福祉の普及啓発を実施しています。

(3) 地域移行・地域定着事業部門(退院サポート事業含む)

① 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

ア 精神病院に入院している方で退院可能な方に対し自立支援員が協力機関と連携し、個々に支援計画を作成、計画に基づき、「相談」「宿泊体験」「施設の体験利用」等、地域生活への移行及び定着に向けて支援を行います。

なお、併せて常時の連絡体制の確保、緊急時相談等に対応します。

イ 病院訪問

積極的に病院を訪問して、医療機関との関係を構築し、退院促進の普及啓発・協働活動につなげます。

(4) 相談事業部門(一般相談、指定特定相談事業)

① 精神障害者の方々の個々の日常生活において適切な助言や社会資源を活用することにより一層充実した生活をおくることができるよう支援計画を立て支援する。

② 支援計画は、一定期間の見守りを続け、モニタリングを行い計画の遂行状況を把握する。

(5) 管理部門

① 人材確保、人材育成

生活支援センターの機能を高めるには、人材確保・人材育成は不可欠です。

人材確保には、ハローワーク、折り込みチラシ等での求人をはじめ、実習生の出身校への依頼など法人や各職員の人脈を積極的に生かしていきます。

また、人材育成そのためには、研修には力を注ぎます。講師を招いて施設内研修を行うと共に、外部研修に出席しやすい環境を作り、法人の勉強会、センター連の研修会、市精連の研修会などに参加します。

② 個人情報管理、虐待防止・権利擁護に関する取り組み

「社会福祉法人恵友会が保有する個人情報の保護に関する要綱」を遵守します。また、「個人情報漏洩事故防止マニュアル」を作成して、利用者の権利を保護するとともに、個人情報保護研修を行うと共に、虐待防止・権利擁護について、外部講師等による研修を行います。

(6) 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

防火、防災についての体制を強化します。また、衛生管理を徹底します。「事故等緊急時対応マニュアル」を確認し、ヒヤリハット事例を報告しあい検討して安全管理に努めます。

(7) 苦情解決の取り組み

恵友会の「福祉サービスに関する苦情解決規程」を遵守します。つぶやきBOXの設置、利用者ミーティング(月1回)等の開催により利用者のニーズを把握し改善要求等の意見に耳を傾けます。

(8) 地域における課題への取り組み

高齢社会の中で、地域の高齢者宅にいるひきこもり家族や医療につながない精神障害者を民生委員やケアプラザと連携し輪の中に入れるよう支援します。

7 栄区生活支援センター運営連絡会の開催

運営連絡会は、当センターの運営に対し理解と協力を仰ぎ併せて当センターの事業及び運営に対し意見・要望等を頂くため年2回程度開催する。

(委員構成)

自治会・町内会、地域団体、家族会、ボランティア団体、関係機関、医療機関、学校関係行政、運営法人

(委員数) 20名以内

(役員) ・会長 1名
・副会長 2名

(協議事項)

- 1 事業計画・事業報告に関すること
- 2 事業運営に関する連携・調整に関すること
- 3 連絡会規約の制定、改廃に関すること
- 4 その他、センターの事業推進に関すること

以 上

平成29年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名:横浜市 栄区精神障害者生活支援センター

運営法人:社会福祉法人 恵友会

【収入】

(単位:千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	67,793	52,584	5,339	9,870	
合 計	67,793	52,584	5,339	9,870	

【支出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	54,958	40,687	4,989	9,282	
所長					
常勤職員					常勤5名
非常勤職員	11,676	11,291		385	非常勤4名
アルバイト	2,741	2,741			アルバイト2名
調理アルバイト	3,024	3,024			調理職員5名
嘱託医賃金	935	935			嘱託医相談3回 カウンセラー相談2回
法定福利費	6,817	4,925	672	1,220	健康保険、厚生年金他
退職給与引当金	890	570	115	205	中退金
福利厚生費	109	79	10	20	健康診断
労務厚生費	60	60			ハマフレンド
施設管理費	5,510	5,510	0	0	
光熱水費	3,000	3,000			電気、ガス、水道
庁舎管理	2,300	2,300			建物管理、清掃他
修繕積立金	300	300			大規模修繕積立
入浴サービス等実費徴収額	-90	-90			
運営費	4,385	3,447	350	588	
旅 費	350	252	35	63	交通費
消耗品費	450	325	45	80	事務用品等
印刷製本費	150	110	15	25	パンフレット作成等
修繕費	0				照明器具交換
通信運搬費	1,200	900	120	180	電話、ネット、CATV他
賃借料	1,335	960	135	240	車両、PC、コピー機リース他
備品等購入費	200	200			
保険料	100	100			社会福祉事業者総合保険
雑費	600	600			研修費、会費、その他
本部繰入金	2,940	2,940			
合 計	67,793	52,584	5,339	9,870	

平成30年度事業計画書

横浜市栄区生活支援センター

生活支援センターも当初の居場所としてのあり方から様々な事業を行うようになり、通所者を対象とした支援のほか「自立生活アシスタント事業」「地域移行・地域定着支援事業」「計画相談事業」が本格化しています。基幹相談支援センター、行政機関、生活支援センターが連携し、さらなる支援体制の強化も図られています。

行政、関係機関や地域社会と連携し、地域の抱えている課題を検討していくと共に、利用者に寄り添い、支援機関としての機能をさらに高めるよう事業運営を行います。

1. 目的

地域で生活する精神障害者の方々が安心して自立した日常生活を過ごせるよう支援します。

2. 運営方針

精神障害者及び家族の方々に対し、「専門家によるカウンセリング」「職員による面接相談」「実生活に役立つ講習会の開催」「電話相談」及び「地域住民の方々との交流の場の設定と参加の促進」等を積極的に推進し、精神障害者が地域生活を円滑に行えるよう支援を行います。

また、地域移行・地域定着事業を実施するうえで、行政・関係機関・地域と連携し入院患者が地域で受け入れられる体制作りも積極的に推進してまいります。

その他、ひきこもりをはじめとする地域が抱える様々な精神保健福祉の課題にも取り組み、地域との連携を推進します。

3. 援助方針

- (1) 地域において単身等で生活する精神障害者の地域生活の維持と地域の精神保健福祉に関する新しい課題に目を向け、積極的な対応による支援を行います。（自立生活アシスタント事業）
- (2) 食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供、心地よい空間の提供などにより精神障害者の生活の質の向上を目指すとともに生活を楽しむことの大切さを伝えます。
- (3) 精神障害者が地域で生活していくために必要な情報収集の拠点として、また地域生活での不安や悩みに十分に対応できる相談機関としての機能を高めます。
- (4) 計画相談事業の実施～精神障害者が地域で自立して生活できるよう個々の課題を把握し目標の設定、支援計画の作成等を進めます。
- (5) 地域移行・地域定着支援事業～病院に対し退院を積極的に働きかけて行く。
同時に、退院希望者に対し退院へ向けての相談や退院後の生活の場の確保、関係機関との連携（作業所、ヘルパー、自立生活アシスタント等に繋げる）を進め再入院の防止と生活の不安を軽減する環境作りに取り組みます。
- (6) 主体的に選択し、決定する力であるエンパワメントを大切にし、その力の発揮を求めるための研修やカウンセリング、ミーティングの充実、コミュニケーション力の回復に

アプローチします。

・コミュニケーション講座、ピアミーティング、グループカウンセリング等

- (7) 地域における精神障害者との交流の機会を増やすことにより、精神障害者が地域のつながりを深めるためセンター行事への地域の方の参加呼びかけ及び地域行事への参加を進めます(お年寄りから子供まで世代を超えた交流の場「ひだまり」等に参加)
- (8) 精神障害者への安心・安全なサービス提供を確保するため、苦情解決制度、サービス評価等の充実等、サービスの質の向上を目的としたリスクマネジメントに真摯に取り組めます。

4. 事業への取り組み

生活支援センターは、来館又は電話を掛けてくる精神障害者の生活や障害への悩みや苦しみの改善のための支援を目的としています。

また、センターを利用できない精神障害者にも目を向け、可能な範囲で地域に出かけ関係機関と連携し精神障害者の生活の支援を行います。

更に、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題の解決に対応できる機関にならなければと考えます。

そこで、こうした事業の実施体制として次の5事業部門を置き取り組むこととします。

① デイサービス事業部門

センターに来館又は電話を掛けてくる利用者を対象とします。内容は、計画相談、一般相談、面接相談、専門家(医師やカウンセラー)やセンター職員によるカウンセリング、イベントの実施、利用者ミーティング、ピアサポートの形成、ボランティアの導入、地域交流等進めます。又、就労への意欲の向上を目指し、就労セミナー等の開催を行います。

② アウトリーチ事業部門

自立生活アシスタントにより、単身等で地域生活を営んでいる精神障害者の生活力及び社会適応力を高め地域生活の維持を図ります。

また、センターに来館できない精神障害者、精神障害を持つ高齢者、社会的ひきこもり、学校や会社で心を病む人などを対象に、家族支援、訪問相談・同行支援、就労支援、他機関との連携等を推進します。

③ 地域移行・地域定着支援部門

精神病院に入院中の精神障害者を対象とします。取り組みの内容は、退院促進支援、退院後の支援(常時の連絡体制の確保、緊急時の相談対応等)及び病院や地域資源とのネットワークの形成等を進めます。

④ 計画相談事業部門

区福祉保健センターと連携し、精神障害者が地域の中で自立して生活できるよう個々の課題を把握し、目的設定や支援計画を作成しモニタリングを行いながら、相談支援の充実を図ります。

⑤ 管理部門

相談の受付、ニーズの把握・開拓により各事業部門を統括すると共に、施設運営の望ましいあり方を課題として取り組みます。

また、個人情報保護や虐待防止・権利擁護、事故対策等のリスクマネジメント、苦情解決、サービス評価、職員研修の充実、文書管理等を行います。

5.職員配置

- ① 所長:施設運営、管理全般等
- ② 常勤職員:5名 センター業務全般、関係機関・地域連携等
 - ・精神保健福祉士 3名
 - ・相談支援専門員 2名
 - ・自立支援アシスタント: 専任1名、兼任4名
 - ・地域移行、地域定着: 兼任4名
 - ・計画相談:1名
 - ・精神保健福祉士実習指導者 1名
- ③ 非常勤職員:4名 センター業務全般、地域交流等
- ④ アルバイト:2名 センター業務全般、
- ⑤ 調理パート:6名 夕食の調理全般
- ⑥ 嘱託医:精神科医師 3名 利用者、家族の相談(月3回)
- ⑦ カウンセラー:2名 利用者、家族の相談(月1～2回)
- ⑧ ボランティア:数名 イベント開催時のお手伝い

6 具体的な業務内容

(1)デイサービス事業部門

- ①精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のため次のとおり開館し、居場所の提供を行います。

・利用時間:午前9時～午後9時

・休館日:毎月第2月曜日(祝祭日にあたる場合は翌日が休館日)

- ②精神障害者に対する食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供

◇夕食サービス: 1食 400円(月1回の特別メニュー500円)

◇入浴サービス: 1回 100円

◇洗濯サービス: 1回 100円

◇インターネットサービス:10分間 10円

- ③相談支援の実施

開館時間中は常時職員が相談に応じます。専門的な分野は関係機関を紹介します。

また、精神科嘱託医の医療相談を月に3回、カウンセラーによる相談を月2回予約制にて実施します。

- ④情報提供

センターで収集した日常生活に関するものや制度等の情報を提供します。

また、インターネット利用(有料)での情報収集も可能です。

- ⑤ 利用者ニーズの把握

利用者ミーティングを月1回開催し利用者の意見を反映したセンター運営の実現、サービスの向上を目指します。

また、つぶやきBOX(意見箱)の設置や利用者アンケート実施により利用者の意見を吸い上げ、検討・対応します。

⑥ グループカウンセリングの実施

グループカウンセリングを毎月 1 回実施します。

これらは精神症状の改善、病気の治療を意図するものではなく、利用者自身の振り返り、対人能力の向上等の支援を目的とするものです。

⑦ 自主事業の実施

誕生日会、昼食会、各種イベント等の実施。その際に、企画・運営を利用者が主体的に行えるようアドバイスを行います。ピアミーティング等で活発な意見交換できる進行を行います。

(2)アウトリーチ事業部門

① 自立生活アシスタント事業の推進

地域において単身等で生活している精神障害者に対し訪問等により地域生活が維持できるよう支援します。

② 地域支援事業の推進

コミュニケーション講座及び地域ケアプラザ、町内会等と連携し生活支援センターの業務を理解していただくための勉強会等を実施します。

これにより、地域の潜在的な精神障害者、引きこもり者へのアプローチや地域の方々や民生児童委員の方々等への精神障害者への理解を深める。

また、地域ケアプラザ等への出張相談会の開催も検討しています。

③ 地域における精神障害者との交流の機会の提供

同一建物内の地域ケアプラザと協働し、月に 1 回世代間交流事業「ひだまり」を開催する。また、年 1 回「いたちまつり」を開催し利用者と地域の方々や子供たちと交流を図ります。

また、支援センターと関係機関が連携し納涼会やクリスマス会を開催し地域の方々の参加も呼びかけ利用者との交流を図ります。

その他、栄区役所主催の「区民まつり」に利用者と共に参加、物販・施設紹介・精神保健福祉の啓発等を通して交流を図ります。

※ 各種イベントを通じてボランティアとの交流を行います。

④ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援

嘱託医やカウンセラー及び職員による当事者だけでなく家族からの相談も受け、精神障害者を抱える家族の悩みの解消に務めるとともに家族間の交流を積極的に進めます。

また、関係機関と連携して家族向けの講演会や勉強会を開催、知識の習得や交流を行います。

その他、区家族会「さかえ会」の毎月の役員会・定例会の会場として支援センターの集会室を提供、職員も参加して常に顔の見える関係作りに努めます。

④ 精神保健福祉市民グループへの活動支援

栄区にはボランティアグループや就労継続支援 B 型事業所、グループホーム等の多くの法人、団体があります。それらの活動に、当支援センターの場所を会合等に提供したり、当センター運営委員として参加を依頼する等、相互の事業活動等への連携に努めます。

⑤ 精神障害者の就労支援

就労支援事業として就労相談や情報提供、就労支援センター等と連携をとり就労に向けての支援を行ないます。又、就労支援事業と連携し、就労セミナー等の開催を行います。

⑥ 地域における精神障害者に対する訪問・同行事業の実施

本人や関係機関の要請及びセンターとして必要と判断したケースには、訪問・同行を実施します。また、日常生活に必要な手続き、作業等について同行等を行ないますが、代行するのではなく本人が自主的に実行できるよう支援します。また、安否確認や現状確認等が必要な場合は、本人や施設を定期的あるいは随時訪問します。

⑦ 障害者に対する理解促進を図るための普及啓発活動の実施

区役所、地域ケアプラザ等の関係機関と共催で、精神保健福祉の普及啓発活動を実施します。「区民祭り」や「ひだまり」等の地域交流事業の中でもパンフレット等を配布して啓発活動を実施します。

⑧ 実習生の受け入れ

精神保健福祉士や看護学生、精神障害者ホームヘルパー養成課程での実習生を受け入れます。実習を通して精神障害者に対する理解も深まり、利用者にとっても実習生が入ることによって交流の幅が広がります。

⑨ 利用拡大のための広報活動

センター便りの発行、ホームページを開設等、施設紹介や精神保健福祉の普及啓発を実施しています。

(3) 地域移行・地域定着事業部門

① 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

ア 精神病院に入院している方で退院可能な方に対し自立支援員が協力機関と連携し、個々に支援計画を作成、計画に基づき、「相談」「宿泊体験」「施設の体験利用」等、地域生活への移行及び定着に向けて支援を行います。

なお、併せて常時の連絡体制の確保、緊急時相談等に対応します。

イ 病院訪問

積極的に病院を訪問して、医療機関との関係を構築し、退院促進の普及啓発・協働活動につなげます。又、ピア活動の一環として利用者と共に病院同行し、入院患者に対して退院後についての説明を行います。

(4) 相談事業部門(一般相談、指定特定相談事業)

①精神障害者の方々の個々の日常生活において適切な助言や社会資源を活用することにより一層充実した生活をおくることができるよう支援計画を立て支援する。

②支援計画は、一定期間の見守りを続け、モニタリングを行い計画の遂行状況を把握する。

③意向調査票の廃止に伴う、計画相談の依頼に対しての対応を検討する。

(5) 管理部門

① 人材確保、人材育成

生活支援センターの機能を高めるには、人材確保・人材育成は不可欠です。

人材確保には、ハローワーク、折り込みチラシ等での求人をはじめ、実習生の出身校への依頼など法人や各職員の人脈を積極的に生かしていきます。

また、人材育成そのためには、研修には力を注ぎます。講師を招いて施設内研修を行うと共に、外部研修に出席しやすい環境を作り、法人の勉強会、センター連の研修会、市精連の研修会などに参加します。

② 個人情報管理、虐待防止・権利擁護に関する取り組み

「社会福祉法人恵友会が保有する個人情報の保護に関する要綱」を遵守します。また、「個人情報漏洩事故防止マニュアル」を作成して、利用者の権利を保護するとともに、個人情報保護研修を行うと共に、虐待防止・権利擁護について、外部講師等による研修を行います。

(6) 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

防火、防災についての体制を強化します。また、衛生管理を徹底します。「事故等緊急時対応マニュアル」を確認し、ヒヤリハット事例を報告しあい検討して安全管理に努めます。

(7) 苦情解決の取り組み

恵友会の「福祉サービスに関する苦情解決規程」を遵守します。つぶやきBOXの設置、利用者ミーティング(月1回)等の開催により利用者のニーズを把握し改善要求等の意見に耳を傾けます。

7 栄区生活支援センター運営連絡会の開催

運営連絡会は、当センターの運営に対し理解と協力を仰ぎ併せて当センターの事業及び運営に対し意見・要望等を頂くため年2回程度開催する。

(委員構成)

自治会・町内会、地域団体、家族会、ボランティア団体、関係機関、医療機関、
学校関係行政、運営法人

(委員数) 20名以内

(役員) ・会長 1名
・副会長 2名

(協議事項)

- 1 事業計画・事業報告に関すること
- 2 事業運営に関する連携・調整に関すること
- 3 連絡会規約の制定、改廃に関すること
- 4 その他、センターの事業推進に関すること

以 上

平成30年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：横浜市栄区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人 恵友会

【収入】

(単位：千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	72,737	56,107	5,355	11,275	
合 計	72,737	56,107	5,355	11,275	

【支出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	57,977	42,553	4,967	10,457	
所長					
常勤職員					常勤5名
非常勤職員	11,991	11,991			非常勤4名
アルバイト	2,684	2,684			アルバイト2名
調理アルバイト	3,402	3,402			調理職員5名
嘱託医賃金	1,002	1,002			嘱託医相談3回 カウンセラー相談3回
法定福利費	6,863	4,814	660	1,389	健康保険、厚生年金他
退職給与引当金	792	459	107	226	中退金
福利厚生費	150	87	20	43	健康診断、インフルエンザ
労務厚生費	60	60			ハマフレンド
施設管理費	6,020	6,020	0	0	
光熱水費	3,200	3,200			電気、ガス、水道
庁舎管理	2,500	2,500			施設管理、清掃他
修繕積立金	400	400			大規模修繕積立
入浴サービス等実費徴収額	-80	-80			入浴、インターネット他
運営費	5,800	4,594	388	818	
旅 費	400	288	36	76	交通費
消耗品費	500	360	45	95	事務用品他
印刷製本費	150	107	14	29	パンフレット作成他
修繕費	500	500			空調、雨漏り他修繕
通信運搬費	1,550	1,115	140	295	電話、ネット、HP維持費他
賃借料	1,700	1,224	153	323	車両、PC、コピー他リース、
備品等購入費	200	200			
保険料	100	100			施設賠償保険
雑費	700	700			研修費、会費、その他
本部繰入金	2,940	2,940			
合 計	72,737	56,107	5,355	11,275	

平成31年度事業計画書

横浜市栄区生活支援センター

生活支援センターも当初の居場所としてのあり方から様々な事業を行うようになり、通所者を対象とした支援のほか「自立生活アシスタント事業」「地域移行・地域定着支援事業」「計画相談事業」のアウトリーチが本格化しています。併せて、「自立生活援助事業」「地域生活支援拠点」「地域包括ケアシステム」などが導入され、生活支援センターの業務の多様化してくる中でますます基幹相談支援センターや行政機関との連携が重要になり、さらなる支援体制の強化が必要とされてきます。

又、行政、関係機関や地域社会と連携し、地域の抱えている課題を検討していくと共に、利用者に寄り添い、支援機関としての機能をさらに高めるよう事業運営を行います。

1. 目 的

地域で生活する精神障害者の方々が安心して自立した日常生活を過ごせるよう支援します。

2. 運営方針

精神障害者及び家族の方々に対し、「専門家によるカウンセリング」「職員による面接相談」「実生活に役立つ講習会の開催」「電話相談」及び「地域住民の方々との交流の場の設定と参加の促進」等を積極的に推進し、精神障害者が地域生活を円滑に行えるよう支援を行います。

また、「自立生活アシスタント事業」「地域移行・地域定着支援事業」「計画相談事業」「自立生活援助事業」「地域生活支援拠点」「地域包括ケアシステム」を実施するうえで、行政・関係機関・地域と連携し利用者が地域で受け入れられる体制作りも積極的に推進します。

その他、ひきこもりをはじめとする地域が抱える様々な精神保健福祉の課題にも取り組み、地域との連携を推進します。

3. 援助方針

- (1) 地域において単身等で生活する精神障害者の地域生活の維持と地域の精神保健福祉に関する新しい課題に目を向け、積極的な対応による支援を行います。（自立生活アシスタント事業、自立生活援助事業）
- (2) 食事、入浴、洗濯、インターネット等のサービスの提供、心地よい空間の提供などにより精神障害者の生活の質の向上を目指すとともに生活を楽しむことの大切さを伝えます。
- (3) 精神障害者が地域で生活していくために必要な情報収集の拠点として、また地域生活での不安や悩みに十分に対応できる相談機関としての機能を高めます。（地域生活拠点）
- (4) 計画相談事業の実施～精神障害者が地域で自立して生活できるよう個々の課題を把握し目標の設定、支援計画の作成等を進めます。
- (5) 地域移行・地域定着支援事業～病院に対し退院を積極的に働きかけて行く。

同時に、退院希望者に対し退院へ向けての相談や退院後の生活の場の確保、関係機関との連携(作業所、ヘルパー、自立生活アシスタント等に繋げる)を進め再入院の防止と生活の不安を軽減する環境作りに取り組みます。

- (6) 主体的に選択し、決定する力であるエンパワメントを大切にし、その力の発揮を求めるための研修やカウンセリング、ミーティングの充実、コミュニケーション力の回復にアプローチします。

・リカバリー講座、ピアミーティング、グループカウンセリング等

- (7) 地域における精神障害者との交流の機会を増やすことにより、精神障害者が地域のつながりを深めるためセンター行事への地域の方の参加呼びかけ及び地域行事への参加を進めます(お年寄りから子供まで世代を超えた交流の場「ひだまり」等に参加)

- (8) 精神障害者への安心・安全なサービス提供を確保するため、苦情解決制度、サービス評価等の充実等、サービスの質の向上を目的としたリスクマネジメントに真摯に取り組めます。

4. 事業への取り組み

生活支援センターは、来館又は電話を掛けてくる精神障害者の生活や障害への悩みや苦しみの改善のための支援を目的としています。

また、センターを利用できない精神障害者にも目を向け、可能な範囲で地域に出かけ関係機関と連携し精神障害者の生活の支援を行います。

更に、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題の解決に対応できる機関にならなければと考えます。

そこで、次の5事業を生活支援センターとして取り組みます。

① 本体事業部門

センターに来館又は電話を掛けてくる利用者を対象とします。内容は、計画相談、一般相談、面接相談、専門家(医師やカウンセラー)やセンター職員によるカウンセリング、イベントの実施、利用者ミーティング、ピアサポートの形成、ボランティアの導入、地域交流等進めます。併せて、リカバリー講座や就労セミナー等の開催し利用者の目標に向かう手助けを行います。

また、センターに来館できない精神障害者、精神障害を持つ高齢者、社会的ひきこもり、学校や会社で心を病む人などを対象に、家族支援、訪問相談・同行支援、就労支援、他機関との連携等を推進します。

② 自立生活アシスタント、自立生活援助事業部門

自立生活アシスタント、自立生活援助により、単身等で地域生活を営んでいる精神障害者の生活力及び社会適応力を高め地域生活の維持を図ります。

③ 地域移行・地域定着支援部門

精神病院に入院中の精神障害者を対象とします。取り組みの内容は、退院促進支援、退院後の支援(常時の連絡体制の確保、緊急時の相談対応等)及び病院や地域資源とのネットワークの形成等を進めます。

④ 計画相談事業部門

区福祉保健センターと連携し、精神障害者が地域の中で自立して生活できるよう個々の課題を把握し、目的設定や支援計画を作成しモニタリングを行いながら、相談支援

の充実を図ります。

⑤地域生活支援拠点、地域包括ケアシステム

区福祉保健センター、基幹相談支援センターと連携し、既存の社会資源を有機的に
つなぎ、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指します。

⑥管理部門

相談の受付、ニーズの把握・開拓により各事業部門を統括すると共に、施設運営の望
ましいあり方を課題として取り組みます。

また、個人情報保護や虐待防止・権利擁護、事故対策等のリスクマネジメント、苦情
解決、サービス評価、職員研修の充実、文書管理等を行います。

5.職員配置

- ① 所長：施設運営、管理全般等
- ② 常勤職員：5名 センター業務全般、関係機関・地域連携等
 - ・精神保健福祉士 5名
 - ・相談支援専門員 3名
 - ・自立支援アシスタント：専任1名、兼任4名
 - ・地域移行、地域定着：兼任4名
 - ・計画相談：3名
 - ・精神保健福祉士実習指導者 3名
- ③ 非常勤職員：4名 センター業務全般、地域交流等
- ④ アルバイト：2名 センター業務全般、
- ⑤ 調理パート：6名 夕食の調理全般
- ⑥ 嘱託医：精神科医師 3名 利用者、家族の相談（月3回）
- ⑦ カウンセラー：2名 利用者、家族の相談（月1～2回）
- ⑧ ボランティア：数名 イベント開催時のお手伝い

6 具体的な業務内容

(1) 本体事業部門

- ①精神障害者への相談支援の実施及び居場所の提供や食事、入浴、洗濯、インターネ
ット等のサービスの提供を行う。常時職員が相談に応じ、専門的な分野は関係機関を
紹介します。また、精神科嘱託医の医療相談を月に3回、カウンセラーによる相談を月
2回予約制にて実施します。併せて、利用者自身の振り返り、対人能力の向上等の支
援を目的とするグループカウンセリングも実施します。
- ②情報提供、利用者ニーズの把握
センターで収集した日常生活に関するものや制度等の情報を提供します。又、利用者
ミーティングを月1回開催し利用者の意見を反映したセンター運営の実現、サービスの
向上を目指します。
- ③自主事業の実施
誕生日会、昼食会、各種イベント等の実施。その際に、企画・運営を利用者が主体的
に行えるようアドバイスを行います。ピアミーティング等で活発な意見交換できる進行
を行います。
- ④地域支援事業の推進

リカバリー講座及び地域ケアプラザ、町内会等と連携し生活支援センターの業務を理解していただくための勉強会等を実施します。

これにより、地域の潜在的な精神障害者、引きこもり者へのアプローチや地域の方々や民生児童委員の方々等への精神障害者への理解を深める。

また、地域ケアプラザ等への出張相談会の開催も予定しています。

⑤地域における精神障害者との交流の機会の提供

同一建物内の地域ケアプラザと協働し、月に1回世代間交流事業「ひだまり」を開催する。また、年1回「いたちまつり」を開催し利用者と地域の方々や子供たちと交流を図ります。

また、支援センターと関係機関が連携し納涼会やクリスマス会を開催し地域の方々の参加も呼びかけ利用者との交流を図ります。

その他、栄区役所主催の「区民まつり」に利用者と共に参加、物販・施設紹介・精神保健福祉の啓発等を通して交流を図ります。

※ 各種イベントを通じてボランティアとの交流を行います。

⑥精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援

嘱託医やカウンセラー及び職員による当事者だけでなく家族からの相談も受け、精神障害者を抱える家族の悩みの解消に務めるとともに家族間の交流を積極的に進めます。

また、関係機関と連携して家族向けの講演会や勉強会を開催、知識の習得や交流を行います。

その他、区家族会「さかえ会」の毎月の役員会・定例会の会場として支援センターの集会室を提供、職員も参加して常に顔の見える関係作りに努めます。

⑦精神保健福祉市民グループへの活動支援

栄区にはボランティアグループや就労継続支援B型事業所、グループホーム等の多くの法人、団体があります。それらの活動に、当支援センターの場所を会合等に提供したり、当センター運営委員として参加を依頼する等、相互の事業活動等への連携に努めます。

⑧精神障害者の就労支援

就労支援事業として就労相談や情報提供、就労支援センター等と連携をとり就労に向けての支援を行ないます。又、就労支援事業と連携し、就労セミナー等の開催を行います。

⑨地域における精神障害者に対する訪問・同行事業の実施

本人や関係機関の要請及びセンターとして必要と判断したケースには、訪問・同行を実施します。また、日常生活に必要な手続き、作業等について同行等を行ないますが、代行するのではなく本人が自主的に実行できるよう支援します。

また、安否確認や現状確認等が必要な場合は、本人や施設を定期的あるいは随時訪問します。

⑩障害者に対する理解促進を図るための普及啓発活動の実施

区役所、地域ケアプラザ等の関係機関と共催で、精神保健福祉の普及啓発活動を実施します。「区民祭り」や「ひだまり」等の地域交流事業の中でもパンフレット等を配布して啓発活動を実施します。

⑪実習生の受け入れ

精神保健福祉士や看護学生、精神障害者ホームヘルパー養成課程での実習生を受け入れます。実習を通して精神障害者に対する理解も深まり、利用者にとっても実習生が入ることによって交流の幅が広がります。

⑫利用拡大のための広報活動

センター便りの発行、ホームページを開設等、施設紹介や精神保健福祉の普及啓発を実施しています。

(2)アウトリーチ部門

①自立生活アシスタント、自立生活援助事業の推進

地域において単身等で生活している精神障害者に対し訪問等により地域生活が維持できるよう支援します。

②精神障害者地域移行・地域定着支援事業

ア 精神病院に入院している方で退院可能な方に対し自立支援員が協力機関と連携し、個々に支援計画を作成、計画に基づき、「相談」「宿泊体験」「施設の体験利用」等、地域生活への移行及び定着に向けて支援を行います。

なお、併せて常時の連絡体制の確保、緊急時相談等に対応します。

イ 病院訪問

積極的に病院を訪問して、医療機関との関係を構築し、退院促進の普及啓発・協働活動につなげます。又、ピア活動の一環として利用者と共に病院同行し、入院患者に対して退院後についての説明を行います。

(3) 相談事業部門(一般相談、指定特定相談事業)

①精神障害者の方々の個々の日常生活において適切な助言や社会資源を活用することにより一層充実した生活をおくることができるよう支援計画を立て支援する。

②支援計画は、一定期間の見守りを続け、モニタリングを行い計画の遂行状況を把握する。

③意向調査票の廃止に伴う、計画相談の依頼に対しての対応を検討する。

(4)地域生活支援拠点、地域包括ケアシステム

①障害のある方の高齢化を踏まえ「親亡き後」の備え、入所施設・精神科病院からの地域移行を推進するためのサービス提供体制を32年度実施に向け構築を目指す

②精神障害のある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしが出来るよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す。

(5)管理部門

① 人材確保、人材育成

生活支援センターの機能を高めるには、人材確保・人材育成は不可欠です。

人材確保には、ハローワーク、折り込みチラシ等での求人をはじめ、実習生の出身校への依頼など法人や各職員の人脈を積極的に生かしていきます。

また、人材育成そのためには、研修には力を注ぎます。講師を招いて施設内研修を行うと共に、外部研修に出席しやすい環境を作り、法人の勉強会、センター連の研修会、

市精連の研修会などに参加します。

② 個人情報管理、虐待防止・権利擁護に関する取り組み

「社会福祉法人恵友会が保有する個人情報の保護に関する要綱」を遵守します。また、「個人情報漏洩事故防止マニュアル」を作成して、利用者の権利を保護するとともに、個人情報保護研修を行うと共に、虐待防止・権利擁護について、外部講師等による研修を行います。

(6) 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

防火、防災についての体制を強化します。また、衛生管理を徹底します。「事故等緊急時対応マニュアル」を確認し、ヒヤリハット事例を報告しあい検討して安全管理に努めます。

(7) 苦情解決の取り組み

恵友会の「福祉サービスに関する苦情解決規程」を遵守します。利用者ミーティング(月1回)等の開催により利用者のニーズを把握し改善要求等の意見に耳を傾けます。

平成31年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：栄区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人恵友会

【収入】

(単位:千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	74,082	64,052	5,932	4,098	
合 計	74,082	64,052	5,932	4,098	

【支出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
人件費	58,745	49,675	5,572	3,498	
所長			0	0	
常勤職員					常勤5名
非常勤職員	13,588	12,111	748	729	非常勤4名
アルバイト	4,723	4,489	0	234	アルバイト2名
調理アルバイト	3,475	3,475	0	0	調理6名
嘱託医賃金	1,002	1,002	0	0	嘱託医3回/月 カウンセラー3回/月
法定福利費	7,323	5,442	727	1,154	健康保険、厚生年金他
退職給与引当金	960	650	115	195	中退金
福利厚生費	150	114	14	22	健康診断、インフルエンザ
労務厚生費	60	60	0	0	ハマフレンド
施設管理費	6,140	6,140	0	0	
光熱水費	3,200	3,200	0	0	電気、ガス、水道
庁舎管理	2,500	2,500	0	0	施設管理、清掃他
修繕積立金	500	500	0	0	大規模修繕積立
入浴サービス等実費徴収額	-60	-60	0	0	入浴、インターネット他
運営費	6,257	5,297	360	600	
旅 費	400	304	36	60	旅費交通費
消耗品費	500	380	45	75	事務用品他
印刷製本費	200	152	18	30	パンフレット作成他
修繕費	1,000	1,000	0	0	空調、冷水塔、自動ドア他修理、 食洗器入替、ウォシュレット導入
通信運搬費	1,200	912	108	180	電話、ネット、切手他
賃借料	1,700	1,292	153	255	車両、PC、コピー機他リース料
備品等購入費	250	250	0	0	
保険料	100	100	0	0	施設賠償保険
雑費	907	907	0	0	研修費、会費、その他
本部繰入金	2,940	2,940	0	0	
合 計	74,082	64,052	5,932	4,098	